

神戸空港周辺における建物等設置の制限について



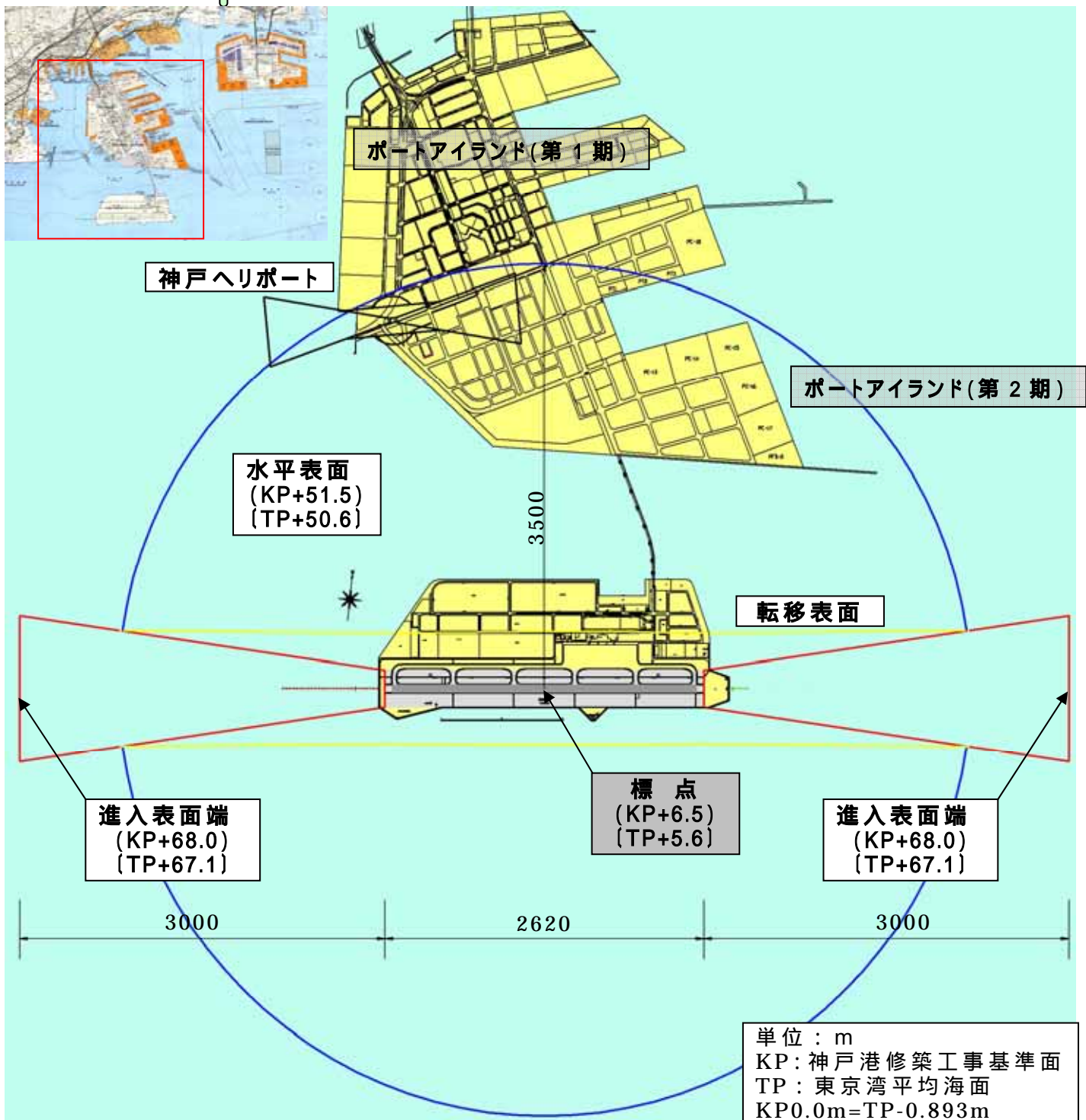
神戸空港周辺で建物等を設置される皆様へ

航空機が安全に運航できるように、飛行場周辺においては高さを制限する表面が設定されています。

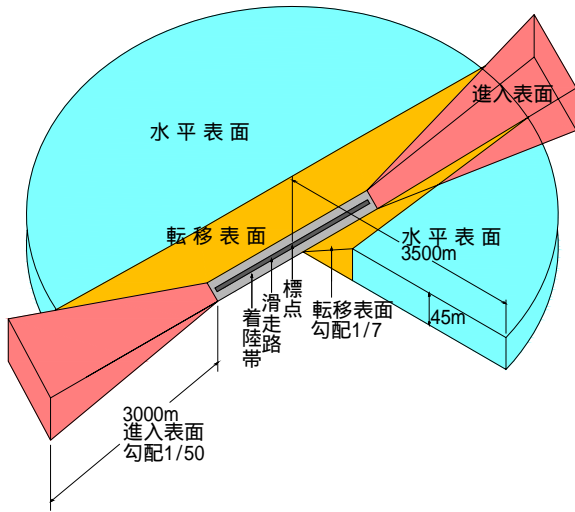
この表面を「制限表面」といいますが、制限表面を越える高さの建物等（建物、避雷針、テレビアンテナ等の物件や工事用のクレーン、足場等の仮設の物件、錨泊船、さらに植物の植栽等も含まれます。）を設置することは、原則として、法律（航空法）で禁止されています。

また、空港島の一部の区域においては、制限表面以下であっても、制限表面に著しく近接する場合（制限表面下 6m の範囲）には、航空障害灯の設置が必要となる場合があります。

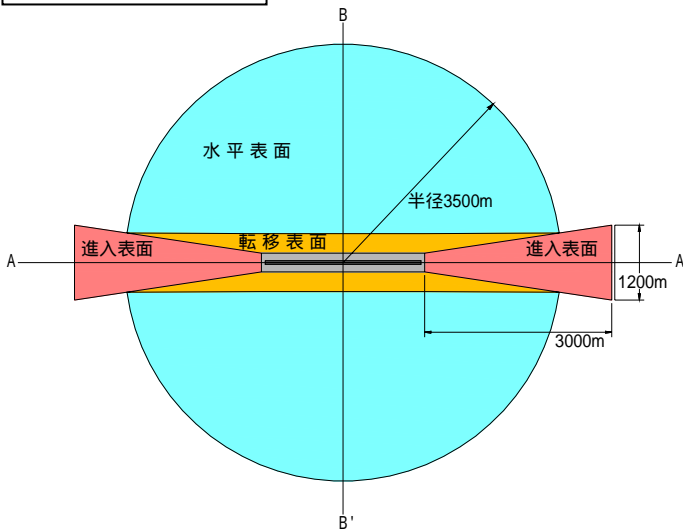
神戸空港の制限表面区域



制限表面概略図

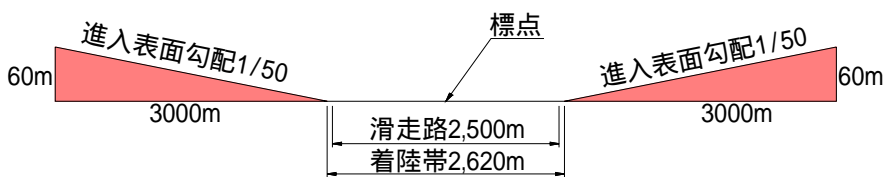


平面概略図

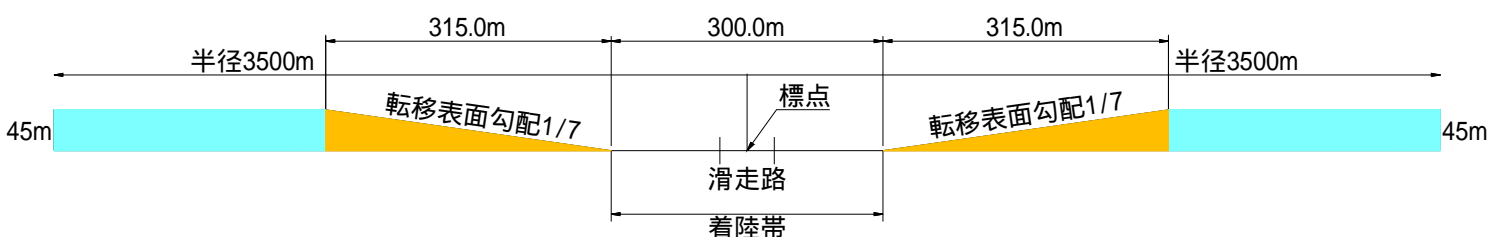


断面概略図

断面 A - A



断面 B - B



進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ 50 分の 1 に勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長 3,000m の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から 600m の距離を有する 2 点を結んで得た平面をいう。

(航空法第 2 条 第 7 項)

水平表面

飛行場の標点の垂直上方 45m の点を含む水平面のうち、この点を中心として半径 3,500m で描いた円周で囲まれた部分。

(航空法第 2 条 第 8 項)

転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ 7 分の 1 の平面でその末端が水平表面との接線になる部分

(航空法第 2 条 第 9 項)

航 空 法 (抜 粋)

(物件の制限等)

第 49 条 第 1 項

何人も、公共の用に供する飛行場について第 40 条(第 43 条第 2 項において準用する場合を含む) の告示があった後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。) の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものを除く。) で飛行場の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

第 49 条 第 2 項

飛行場の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至った植物を含む。) の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

(航空障害灯)

第 51 条 第 1 項

地表又は水面から 60 メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、該物件に航空障害灯を設置しなければならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 51 条 第 2 項

飛行場の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する区域内にある物件(前項の規定により航空障害灯を設置すべき物件を除く。) で国土交通省令で定めるものに航空障害灯を設置しなければならない。

(昼間障害標識)

第 51 条の 2 第 1 項

昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から 60 メートル以上の高さのもの設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。

制限表面に関するお問い合わせ

ご計画の建物等が、制限表面を突出するか否かについては、下記の窓口までご照会いただければ、確認をさせていただき、結果をご回答いたします。

なお、本資料の制限表面区域については参照程度の活用に留め、境界付近のものは必ずご照会いただきますようご協力をお願いします。

< 神戸空港に関する照会窓口 >

神戸市みなと総局空港事業室推進課 TEL(078)322-5038
FAX(078)322-6011

< 神戸ヘリポートに関する照会窓口 >

神戸市みなと総局総務部経営課 TEL(078)322-5659
FAX(078)322-6135